

地域住民福祉活動 情報交換会報告

葛飾区社会福祉協議会では、身近な地域で支えあうしくみを築き、そこに暮らす住民が主体となり様々な課題の発見・解決を図る取り組みである小地域福祉活動を区内19の連合町会を基礎エリアとしています。

全19地区において小地域福祉活動の推進組織が設置され、連合町会と民児協が中心となって各地区の実情に応じた様々な取り組みが行われております。

現在、国は地域共生社会の実現という理念を掲げ、暮らしにおける人と人のつながりを再構築し、その人らしい生活を送ることができる地域社会を目指すこととしています。

そこで、「地域共生社会の実現」に向けた施策の動向について理解を深めるとともに、これまで培ってきた小地域福祉活動の取り組みをどのように活かし、また今後どんな視点が必要となるのかなどについて学ぶ機会として「情報交換会」を開催いたしました。

なお、自治町会や民生委員児童委員、サロン実施団体、関係機関など、51名の方々にご参加いただきました。

1.日時 令和元年2月26日(水)午後2時～4時半

2.場所 ウェルピアかつしか 1階 ボランティア活動室

3.内容 (敬称略)

(1) 基調講演 『地域共生社会の実現に向けて「我が事・丸ごと」とこれからの地域づくり』

講師：後藤 真一郎 (全国社会福祉協議会 中央福祉学院 副部長)

(2) シンポジウム

実践発表① 『亀有花風船の会の活動から見えてきたものとは?』 佐藤 正治
(亀有花風船の会)

実践発表② 『四つ木地区の困り事相談活動から見えてきたものとは?』 長坂 三重子
(四つ木地区小地域福祉活動推進委員会)

実践発表③ 『東立石さとざくら会の活動から見えてきたものとは?』 堀越 克夫
(東立石さとざくら会)

情報提供 『社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの動向について』 石川 克巳
(葛飾区社会福祉協議会)

も く じ

当 日 の 様 子 1

地 域 住 民 福 祉 活 動 情 報 交 換 会 参 加 者 ア ン ケ ー ト 結 果 . . . 2

当 日 資 料 1 1

当日の様子



基調講演



講師・コーディネーター 後藤 先生



実践発表者 佐藤 さん



実践発表者 長坂 さん

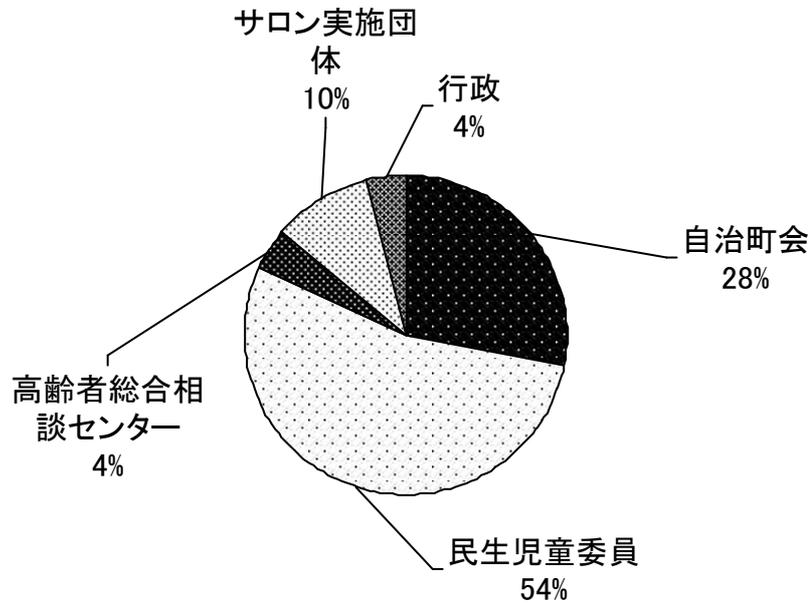


実践発表者 堀越 さん

地域住民福祉活動情報交換会 参加者アンケート結果

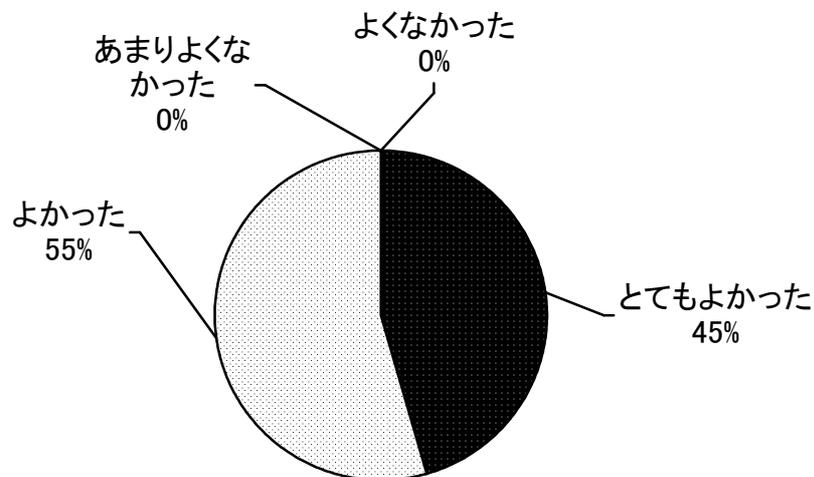
◎ 所 属

参加者：51名



1. 『基調講演』については、いかがでしたか？

「地域共生社会の実現に向けて『我が事・丸ごと』とこれからの地域づくり」について



1. 『基調講演』については、いかがでしたか？

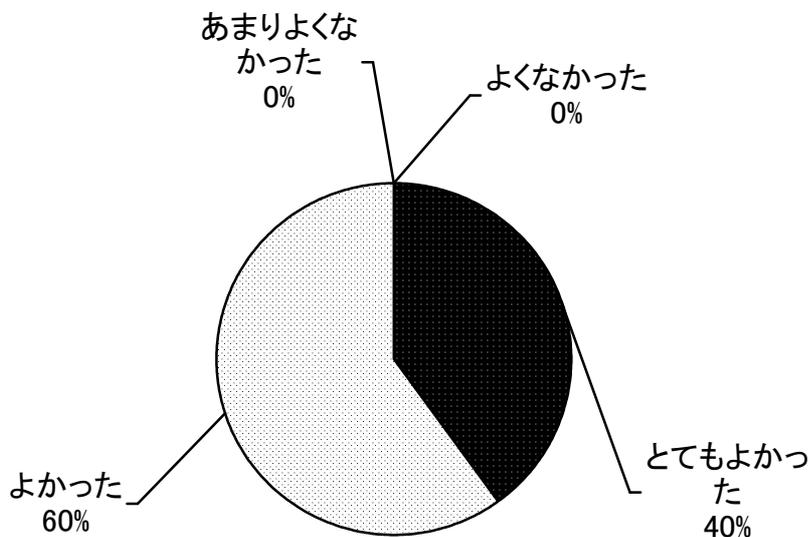
「地域共生社会の実現に向けて『我が事・丸ごと』とこれからの地域づくり」について

〔意見・感想〕

- ・高齢化が進む、地域社会の中で地域共生社会を構築していくのが大事となっている。
(町会・民生)
- ・もう少し時間があればよかった (民生)
- ・はじめて参加して、とても参考になりました。(サロン団体)
- ・他人事をいかに、我が事・丸ごとと考えを変えられるかが大切であり、行動しなければいけないと感じました。(高齢者総合)
- ・理解しやすい話し方でした。(民生)
- ・もう少しゆっくり聞きたかった。(民生)
- ・内容がよく理解できました。これからは住民全員が地域の課題に目を向け、地域で考え解決していかなければならないと改めて思いました。イベントやサロン活動などに参加しない人に目を向けるべき。推進委員会や自治町会等で広報、考える必要がある。社会資源をいかに発掘していくか (町会・民生)
- ・高齢者総合相談センターは、身近な相談所であるので高齢者だけではなく、子ども、障害者の相談にのってくれとありがたいと思いました。(民生)
- ・多方面にわたり、お話が聞け、うなづくこと多し。(町会)
- ・行政が全体 (丸ごと) 相談を受け止める。(民生)
- ・もう少し時間に余裕があればよかったのではないかと思います。(民生)
- ・誰でも気づいたら進んでやるという気持ちが伝わってきた。後藤先生の語り口調が、はっきりしてよかった。福祉が分野ごとという関係を超えて、我が事として参画することがいいのか？ (民生)
- ・身近なこれらの問題で、ゴミ屋敷が興味を引いた。そこで中心になる専門職と一緒に活動する。その専門職と信頼関係をもつということの大切さを改めて考えた。(民生)
- ・時間が短かった、もっと聞きたかった。(民生)
- ・最後のまとめの話で、はじめの話がすごくよくつながった。(民生)
- ・ちょっと、盛沢山の感じ、消化しきれなかった。(民生)
- ・時間的に難しい内容と感じた。1本の講演会に。(民生)
- ・もう少し時間をかけて話を聞きたかったです。具体的な話など。(民生)
- ・内容が具体的で非常によかった。(町会)
- ・もう少し詳しく聞きたかった。(民生)
- ・課題を共有することから始まる。支え手、受け手と区別せず、それぞれの視点で考えていく。専門職という見えない鎧を脱ぎ、考え方をシフトチェンジしていくこと。
(高齢者総合)
- ・もう少し時間をかけて話を聞きたかった。(町会)

2. 『シンポジウム』については、いかがでしたか？

(1) 「亀有花風船の会」の実践発表について



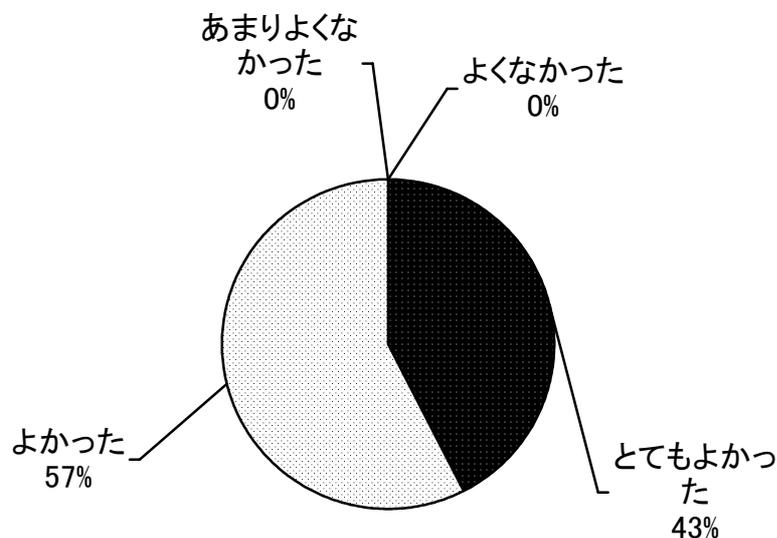
[意見・感想]

- ・協力団体が多いのには、感心しました。(町会)
- ・亀有にはよく行きます。いつも美しい花々が沢山あって癒されます。小地域福祉活動とは知りませんでした。これからも、活動を楽しみにしております。(サロン団体)
- ・できる事を、まず民生委員さんたちからスタートして広げていくことに感銘を受けました。(高齢者総合)
- ・花を通してのふれあいが素敵だと思いました。(サロン団体)
- ・草をぬいたり、水をやったり大変だと思います。(民生)
- ・内容がわかりました。(町会・民生)
- ・亀有駅を通るたび、きれいな花壇だと癒されていました。大変な活動で、素晴らしいと思います。(民生)
- ・受け手の方も、自己有用感をもてます。素晴らしい「人から喜ばれるのは幸せです」。(民生・サロン団体)
- ・花壇の管理を柱として、チームワークを取りながら継続して活動していることはよいと思う。また、2部として各行事を展開しているところは、変化があってよいのではないか。(民生)
- ・会員数が伸びないことが課題になっていますが、どこの組織も悩みの一つだと思います。がんばってください。(民生)
- ・広い場所があり、活動に適している。(民生)
- ・買物に行って街並みがきれい、花壇が整備されていると心が弾みます。(町会)
- ・活動が地域の方に見えるので、やっている方たちの生きがいにも通じると思う。(民生)
- ・町の方々に見える活動でよいと思うが、人集めに不安あり。(民生)
- ・会員が増えないのは共感できる。(町会・民生)

つづき

- ・亀有駅前の花の見方が変わります。他の方にも知らせたいです。(民生)
- ・地域性を考えているのでよいと思います。他の地域にも広げてください。(民生)
- ・新しい参加者がいないということは、この会が閉鎖的なのではないですか。(民生)
- ・継続することは、やはり難しいですね。大変ですね。頑張ってください。お花をいつも楽しませてもらっています。ありがとうございます。(民生)
- ・共通の趣味が、好きなことをきっかけに集まり、様々な活動に展開していてすごいと思いました。(高齢者総合)

(2)「四つ木地区の困り事相談活動」の実践発表について



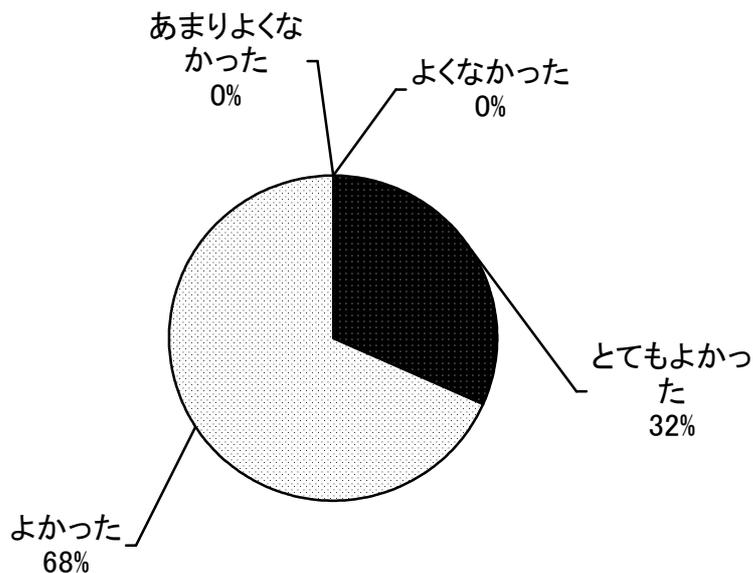
[意見・感想]

- ・班編成で活動をされているようですが、ひとつの班は何人ぐらいで活動しているのか。どのように行っているのか知りたいです。(町会)
- ・困りごと相談が素晴らしいです。難しいことに取り組んでいますね(サロン団体)
- ・身近に相談できる所が、あるのと無いとでは住民の感じ方が変わると思いました。(民生)
- ・音楽活動は、年齢を超えて大変いい活動ではないでしょうか。(民生)
- ・ほかに無い事例です。私も相談に行きたい。(民生)
- ・老人のことを聞くだけで本人は、ほっとすると思う。(民生)
- ・毎月、相談コーナーを開くことで、地域に根付き、気軽に相談できる場所があってよいと思いました。(民生)
- ・人には話せない内容でも、聞いてほしいことはたくさんあります。誰でも、来れるように送迎カーがあるといいですね。(民生・サロン団体)
- ・活動回数も多く実施され苦勞されているのではないかと思います。(民生)
- ・委員さん32人は、少ないのでしょうか。色々取り組んでいて立派ですね。(民生)

つづき

- ・充実している活動。(民生)
- ・私たちの地域でも、やってみたいと思う。(民生)
- ・困り事相談会は、自分たちの地域でもやってみたいと思った。(民生)
- ・困り事に的を絞った活動は素晴らしい。(町会・民生)
- ・皆さんのまとまりを感じます。町会と民生児童委員さんの関係がうまくいっているようですね。(民生)
- ・内容が盛りだくさんでよかった。(民生)
- ・高齢者のみに絞っているのが残念でした。(民生)
- ・どんな困り事か、ちょっと聞いてみたかった。(民生)
- ・サロンやミニコンサートも素晴らしい活動ですが、住民が住民の困り事を聞き、関係機関につなげていくことは素晴らしい。(高齢者総合)
- ・色々な活動をしているので、大変だと思う。(町会)
- ・継続的に同じ時間帯に開催することに頭が下がる。(サロン団体)

(3)「東立石さとざくら会」の実践発表について



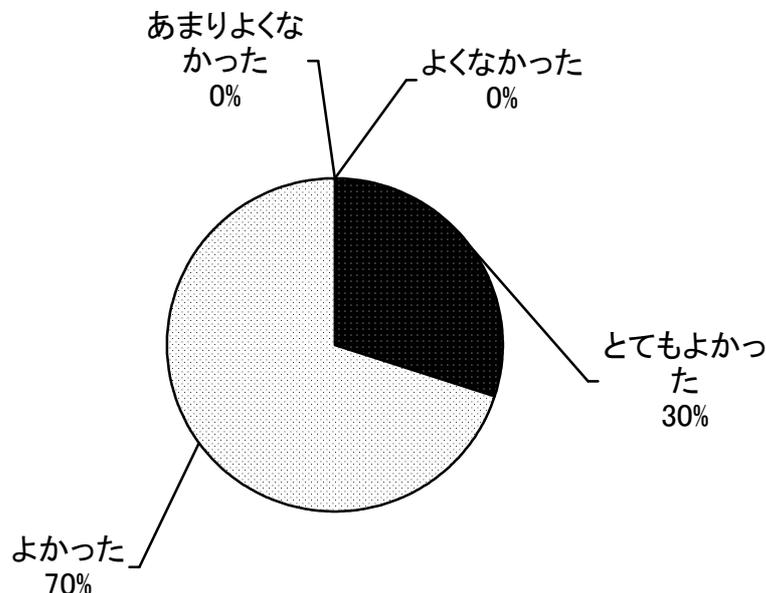
[意見・感想]

- ・高齢者クラブとの活動は参考になりました。(町会)
- ・互いに知り合う、互いに助け合うということは素晴らしいです。(サロン団体)
- ・知らない関係から知り合い、気づかう関係を考えるのは、その通りだと思います。
(高齢者総合)
- ・工夫していますね。リーダーの努力が目に見えます。(民生)
- ・リーダーになる人を探すのは大変です。(民生)
- ・地域住民の交流があり、楽しい活動を続けてほしいと思いました。(民生)

つづき

- ・落語会、サロン会、健康講座等、笑う事が楽しく、落語会には多数参加しています。
(町会)
- ・勉強会を開催しているのがよかった。ふりかえりができ、また、これからの活動につながりますね。(民生)
- ・受け手も、参加型になるところがよいです。(民生・サロン団体)
- ・実施している活動をもう少し具体的に説明をしていただければよかったと思います。
(民生)
- ・楽しく参加、交流できることが無理なく自然体でいいと思った。(民生)
- ・落語会は回を重ねるたびに、参加者が増えることは大変よいことと思っています。(町会)
- ・健康の大切さを感じた。(民生)
- ・人材発掘の話が参考になった。(町会・民生)
- ・次へつなげるリーダーは、難しい。(民生)
- ・70才まで働く人が増えています。自治会役員、民生委員も同じです。高齢者一人ひとりに対する民生委員の活動の負担が多すぎませんか。(民生)
- ・地域の家族化、非完璧主義(ゆるくてよい)、とても参考になりました。
(高齢者総合)

(4)「社会福祉法人の地域における公益的な取組みの動向」について



[意見・感想]

- ・時間が押していて、早口での説明になったのが残念です。もう少し詳しく説明してほしい。(民生)
- ・法人連絡会の設立について、今後、期待できればと思いました。(高齢者総合)
- ・さらに一層、前向きに地域力を高めてほしい。(民生)
- ・地域に周知していく必要を感じます。(町会・民生)

つづき

- ・地域における連携がスムーズにできるようなシステムが必要だと思いました。(民生)
- ・行政の方の理解や手助けが必要。地域の力だけでは無理な点もある。(民生)
- ・葛飾社協さん、すごいです。期待しています。(民生・サロン団体)
- ・もう少し時間をかけて、説明がほしかったと思いました。(民生)
- ・地域の出来事で、近い将来明るくなるのではないのでしょうか。(民生)
- ・公益的取り組みについて、とてもわかりやすかった。(民生)
- ・どうやったらよいのか、何が求められているのか、もっと必要なことがあることを知ることが大切。(民生)
- ・地域公益活動が広がってほしい。(民生・サロン団体)
- ・期待します。(高齢者総合)
- ・これからの活躍を期待いたします。(サロン団体)

3. 今回の情報交換会の内容で共感し、影響を受けたと感じること、自分が学んだと思う3つのことをお書きください。

- ・小地域福祉活動を行う上での参考になった。〔特に、連合町会の協力、理解が中々得られないことで困っているの〕(民生)
- ・当地区との状況の違いを感じ、これからどう進めていけばよいのか考えさせられた。(民生)
- ・協力者を増やすことを考える必要性を感じた。(民生)
- ・いかに「社会的孤立」している人に「我が事・丸ごと」を考えられるかが、今後の検討課題となっていく。(高齢者総合)
- ・知らない関係から知り合う、気づかう関係づくりという考え方に共感できた。(高齢者総合)
- ・地域共生社会の意味を考えていきます。(高齢者総合)
- ・一歩進めること、続けることが大事なのですね。(サロン団体)
- ・小地域福祉活動の現状や課題を知るきっかけとなりました。地域のために地道な努力をされていること知りました。(行政)
- ・小地域福祉活動の運営は難しいとの声を聞きますが、皆さんの発表を聞き、運営の大変さを知ることができました。(行政)
- ・「行政ができないことが、地域ではできる」ということを改めて知ることができました。行政も協力していきたい。(行政)
- ・高齢者を対象としたイベントが多い → これから年齢関係なく区民全員を対象(町会民生)
- ・民生委員のかかわりが多い → 地域住民を主体とする。福祉 = 民生委員のイメージ
(町会・民生)
- ・地域福祉とは何? → 地域への周知、広報が必要〔地域福祉の目的、何で必要なのか、まずは運営側である推進委員会が再理解、確認が必要〕(町会・民生)
- ・会員を増やすことは大変に共感した。どうやって増やしたらよいのでしょうか。(民生)
- ・19地区の平成30年度の現況資料で、各地区の活動回数を知ることができた。(民生)
- ・人と人との交流の大切さ。(町会)

つづき

- ・会話の大切さ。(町会)
- ・人に対して感謝と「ありがとう」との言葉を忘れないこと。(町会)
- ・地域にできることは何かを考えること。(民生サロン団体)
- ・国や行政に依存する形ではない協働スタイル。(民生サロン団体)
- ・「ありがとう」の声に喜びを感じる。(民生サロン団体)
- ・困りごと相談については、定期的に行い幅広い相談があるかと思われ、大変な活動だと思いました。(民生)
- ・参加者の募集については、参加も活動内容により異なるため工夫が必要かと思います。(民生)
- ・無理なく、自然体で活動ができること。(民生)
- ・委員さんと住民が楽しく参加できること。(民生)
- ・社協さん、行政、町連の方々の協力を得て、みんなで楽しく活動できるとうれいですね。(民生)
- ・お花の手入れも大変でしょうが、やはり、やりがいの精神が一番大きいでしょう。(民生)
- ・継続していくことの難しさが、重要であること、どこでも同じであると思います。(民生)
- ・経験者を大切にすること、要するに高齢者の経験を地域の方々が見つけ、分ちあうこと。これは大切なことであると共感しました。(民生)
- ・社協の役割が、よくわかった。(民生)
- ・各地区の小地域の委員会が行っている活動がよくわかった。(民生)
- ・我が事、丸ごとの意味がよくわかった。(民生)
- ・自分たちの活動と比べたり、考える時間をいただけた。(民生)
- ・協力精神。(民生)
- ・喜ばれた時の気持ち。(民生)
- ・仲間づくり、助け合い。(民生)
- ・地域を花できれいにする活動は、目で楽しめていい活動だと思いました。(民生)
- ・色々な相談ごとをできる場所があるのは、身近な地域で、とてもいいことだと思います。(民生)
- ・会員が増加しない、リーダー育成が進まない、共感しました。(民生)
- ・困りごと相談(1回/月)は、民生委員からメンバーになるところがよい。(民生)
- ・小地域福祉活動の具体的な内容がわかりよかったです。(民生)
- ・まだまだ、発展途上ですね。(民生)
- ・地域共生社会の構築の必要性は、その通りと思います。(町会)
- ・葛飾区の公益的取り組み、社会福祉法人のまとめ役としての社協に期待。(町会)
- ・支え手 = 受け手。(高齢者総合)
- ・地域の家族化。(高齢者総合)
- ・少し少し、地道にアップしていく皆さんの意気込み。(高齢者総合)
- ・四つ木地区の困りごと相談を長く続けられ、相談できる場のあることは住民にとってありがたいことだと思います。(サロン団体)

4. 本日、または今後の地域住民福祉活動情報交換会について、ご意見や要望等があればお書きください？

- ・ 3地区の活動が大変参考になり、とてもためになる会議でした。(町会)
- ・ 活動団体(仲間)を増やすよう努力していきたいと思います。(町会)
- ・ 3地区の取り組みがよくわかり、これからの私たちの活動の参考になった。(民生)
- ・ 貴重なご講演ありがとうございました。(高齢者総合)
- ・ 時間で、しっかり終わらせてください。(民生)
- ・ 後藤先生の講演がわかりやすいものでした。地域の方の発表も具体的に状況を説明いただき、こちらもありやすかった。(行政)
- ・ 他地区の活動を見聞きできるのは、とてもよい場になります。参考になり有意義でした。(民生)
- ・ 各地区での活動報告は有意義でしたが、やはり、各地区で活動する人材が十分に確保できないことなど、今後、地域(町会)との協力が必要であると感じた。(民生)
- ・ 地域福祉活動のあり方を、改めて考えさせられました。(町会・民生)
- ・ 社協の協力や支援を、これまで以上に期待しています。(民生)
- ・ 参加者や高齢者の声を聞きたい。(民生・サロン団体)
- ・ 他の地区の活動を発表という形で報告されたことは、書面での受けた印象と違い実感が伴い、よく理解できた。(民生)
- ・ 後藤先生のお話の内容が素晴らしかった。「地域共生会」は何を目指しているか。この7項目が最も思い入れがあり、全てが語られていたと思った。ありがとうございました。(民生)
- ・ もう少しゆっくりとした研修会をお聞きしたい。せっかくの内容豊かな講演でしたので、ゆっくりお聞きしたいと思いました。「地域共生社会」が次の目標です。現在、小地域が実行でき、進行している現在、これから一歩先に進めることに・・・次の段階。(民生)
- ・ 民生委員の活動の勉強になった。(民生)
- ・ 終了の時間は守ってください。(民生)
- ・ パワーポイントの資料は、文字少なめで、具体例(写真など)は大きめにしてほしい。(町会・民生)
- ・ 最終的に、支え手、協力者が家族に帰結した内容でした。残念です。1人1人フェアな環境を築いてください。人間最終的には、1人で終わるのですから。(民生)
- ・ 後藤先生の講演を聞いて、みなさんと意見交換やこれからの小地域の話し合いをやって、よかったですのではないのでしょうか。(町会)
- ・ ありがとうございました。一人の歩より、みんな(100人)の歩ですね。次回も参加させてください。とても勉強になる会でした。(高齢者総合)

～ 発表資料 ～

令和元年度

地域住民福祉活動情報交換会

小地域福祉活動は、

みんなで！ 楽しく！

できる時に！ できることで！

ふれあうことができる！

“地域の縁側”です！

葛飾区社会福祉協議会



本日のながれ

(敬称略)

1. 開会

久野 清福 (常務理事)

2. 基調講演

地域共生社会の実現に向けて

後藤 真一郎

「我が事・丸ごと」とこれからの地域づくり

(全国社会福祉協議会 中央福祉学院 副部長)

3. シンポジウム「地域共生社会実現に向けて、

これからの小地域福祉活動を考える」

(1) 亀有花風船の会の活動から見えてきたものとは？

佐藤 正治

(2) 四つ木地区小地域福祉活動の

困り事活動から見えてきたものとは？

長坂 三重子

(3) 東立石さとざくら会の活動から見えてきたものとは？

堀越 克夫

(4) 社会福祉法人の地域における公益的な取組みの動向

石川 克巳

4. 質疑応答

5. まとめ

6. 閉会

田浦 正明 (小地域福祉活動推進課 課長)

講師紹介

後藤 真一郎 氏

(全国社会福祉協議会 中央福祉学院 副部長)

1992年4月に、全国社会福祉協議会に入局。

地域福祉部、障害福祉部、児童福祉部、中央福祉学院、
総務部、全国ボランティア・市民活動振興センター副部長、
中央福祉学院教授。

2016年～2017年に、厚生労働省社会・援護局 地域福祉
課 地域福祉専門官として「地域共生社会実現施策」、
「生活困窮者自立支援制度」などの担当を経て、現在。

日本社会事業大学社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士
前期課程修了、社会福祉士。

令和2年2月26日

葛飾区社会福祉協議会
令和元年度地域住民福祉活動情報交換会

地域共生社会の実現に向けて 「我が事・丸ごと」とこれからの地域づくり



社会福祉法人 全国社会福祉協議会
中央福祉学院 副部長
後藤 真一郎

3

今、日本で、何が起きているのか

1. 増える社会的孤立
2. 希望の持てない若者の増加
3. 生活保護受給者の増加
4. 子どもの貧困
5. 社会的孤立を起因とする社会現象

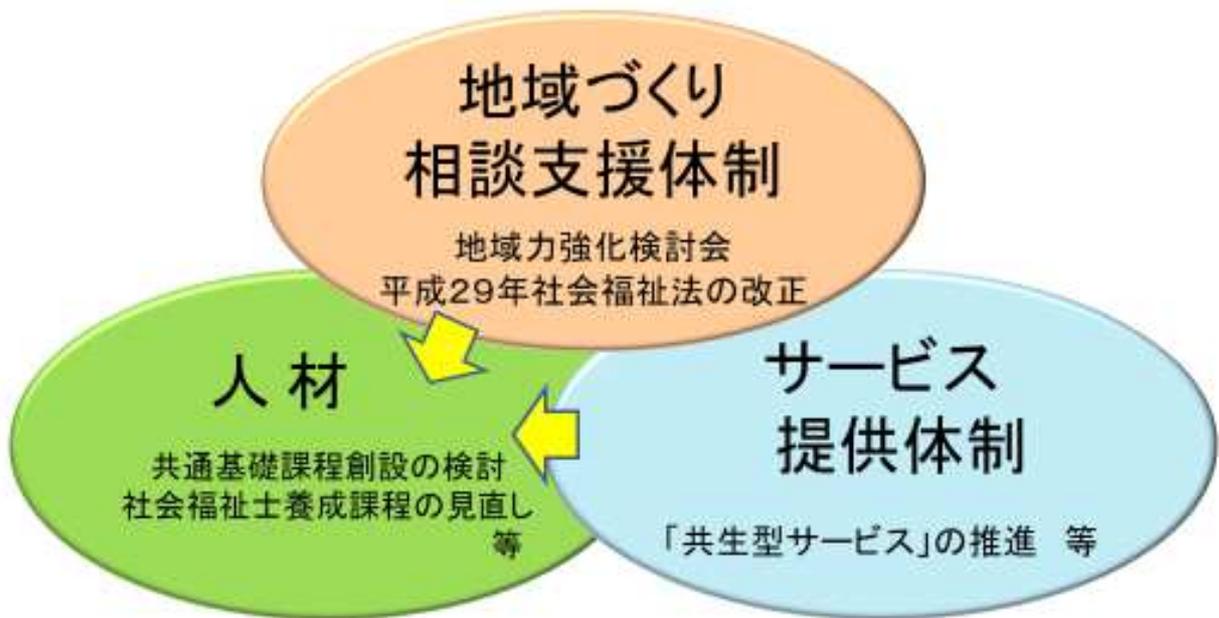
など

「我が事・丸ごと」の地域共生社会を
早急に構築していく必要がある

4



地域共生社会実現に向けた3つの観点



6

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

- ◆ 高齢、障害、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立(時には排除)しているケースなどを確実に支援につなげる。かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行う。
- ◆ 既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行う。



7

地域における住民主体の課題解決・包括的な相談支援体制のイメージ

小
中
学
校
区

地域における住民主体の課題解決

- 住民に近い圏域で、
 - ・ 制度や分野にとられない地域課題の把握
 - ・ 住民団体等によるインフォーマル活動への支援、
 - ・ 公的な相談支援機関へのつなぎや、課題の共有を担うコーディネート機能など地域課題の解決に向けた体制

市
町
村

包括的・総合的な相談支援体制の確立

- 相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困など相談者が属する世帯全体の複合化、複雑化したニーズを的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応する体制

地域力強化検討会中間とりまとめ(平成28年12月26日)の概要 ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

【現状認識】

- ・ 少子高齢・人口減少
- 地域の存続の危機
- 人、モノ、お金、思いの意識が不可欠
- ・ 課題の複合化・複雑化
- ・ 社会的孤立・社会的排除
- ・ 地域の福祉力の脆弱化

【進めている取組】

- ・ 地方創生・地域づくりの取組
- ・ 生活困窮者自立支援制度による包括的支援

【今後の方向性】

- 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成
 - ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広が
 - ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
 - ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
- 生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒**くらしと生活を「丸ごと」支える**
- **地域の持つ力と公的な支援体制が協働**して初めて安心して暮らせる地域に

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

- 他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】
 - ・ どのような地域に住みたいかを話し合える主催
 - ・ 「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
 - ・ 「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識
- 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】
 - ・ 表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
 - ・ しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気にならなくても声をあげることができないままにせざるを得ない
 - ・ 例えば、地区社協、市町町村社協の地区自治、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、高齢者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

2. 市町村における包括的な相談支援体制

- ・ 住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
- ・ 多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利保護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
- ・ 制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○ 協働の中核を担う機能が必要【3】

- ・ 例えば、生活困窮に関する課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円)
- ※ 平成28年度に10自治体が実施、自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に亘りかけている。

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

- 地域福祉計画の充実
 - ・ 1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
 - ・ 地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
 - ・ 地域福祉計画の上位計画としての位置づけ
- 地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき
 - ・ 福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
 - ・ 支え手側と受け手側に分かれない(一億プラン)
- 守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討
 - ・ 守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報の共有が難しい。

4. 自治体等の役割

- 自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき
- どのような形で作るかは、自治体により様々な方法
- 分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

参考

「まちの保健室」を拠点としたワンストップ相談（三重県名張市）

自治体概要※
人口 79,357
面積 129.77㎢
小学校数・14
中学校数・5
※2017年8月1日現在
※市立のみ

- 複合的な生活課題（高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困等）を抱える人の相談に、まちの保健室（地域包括支援センターのプランチを拠点とした相談窓口）がワンストップ窓口として機能するよう体制を整備。（小学校圏域に市内15か所）
- 直営の地域包括支援センターに配置されたエリアディレクターが地域の課題を検討する各種会議等を通じて、関係機関のネットワーク（エリアネットワーク）の強化を促進する。

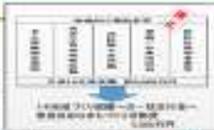
住民に身近な地域での取組

③地域づくり組織

- 区長制度を廃止し、市内15の地域の「地域づくり組織」に整理。
- 市から「地域づくり組織」に対し従来自由な「ゆめづくり地域交付金」（既存の地域向け各種補助金を一括交付金化）を交付。住民が「自ら考え、自ら行う」まちづくりが活発化。

④おじやまる広場（つつじが丘地区）

- 地域住民主催の子育て広場が市内全域に展開。高齢者や障害者が、子育て支援にボランティアとして参画し活躍。子どもも高齢者や障害者に元気を与えて活躍。



「おじやまる広場」の光景

⑤まちの保健室（地域支援事業 地域力強化推進事業）

- 身近な健康づくり、地域福祉活動の拠点として2005年（平成17年）度から開設。地域づくり組織と連携するよう市内15か所に設置し、医療福祉の専門職を2～3名ずつ配置。（地域包括支援センターのプランチ）

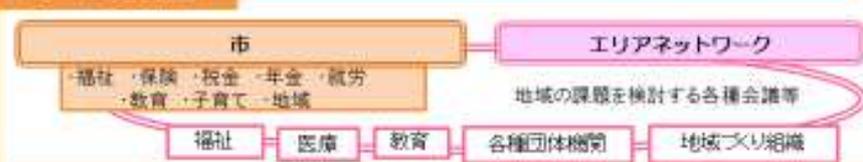
● まちの保健室の業務

- ①あらゆる世代を対象とした、健康・福祉の総合相談
- ②見守り・支援ネットワークづくり（地域づくり組織などの協働）
- ③健康づくり・介護予防



連携・協働

市レベルでの取組



⑥エリアディレクター

- 市役所本庁の地域包括支援センターに配置された社会福祉士（3名）が、関係機関等との連携を強化しながら、複合的な課題に対し、必要な支援をコーディネート。

作成：厚生労働省 12

参考

「なごみの家」を核とした包括的な支援体制の構築（東京都江戸川区）

自治体概要※
人口 694,931
面積 49.09㎢
小学校数・71
中学校数・33
※2017年8月1日現在
※区立のみ

- 高齢者だけでなく、全世代を対象として、包括的な支援を行うことができるよう、①相談機能、②居場所機能、③ネットワークづくりの機能を有する「なごみの家」を区内4か所に設置している。（最終的に15か所の整備を計画）
- 暮らしごと相談室（生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関）をはじめとした区の相談支援機関が連携（バックアップ）している。

住民に身近な地域での取組

③なごみの家

- 江戸川区社会福祉協議会が2016年5月に区内3か所に設置して取組がスタート（区の補助事業）し、現在は4か所（2017年8月末時点）、2025年までに15か所の整備を計画。



なごみの家 小岩

- 運営に携わるのは、区社会福祉協議会のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）、看護師、地域ボランティア



出典：広報江戸川 2016年5月10日号

- なごみの家の主な機能は以下の3つ
 - ①なんでも相談（必要に応じてアプリーチで相談に応じる）
 - ②子どもから高齢者まで誰でも楽しめる交流の場
子どもの学習支援や子ども食堂の会場にもなっている。
 - ③地域のネットワークづくり

- 「なごみの家」のエリアごとに「地域支援会議」を開催し、CSWの戸別訪問や会議メンバーが地域で活動する中から抽出された地域課題を出し合い、解決策（例：不足している地域資源の創出等）を検討。

※3か月に1回開催開催。メンバーは、地区町会や民生・児童委員、医師会等の医療機関、介護事業者、地域包括支援センター、NPO、ボランティアなど、40～50人程度の参加がある。

区レベルでの取組



作成：厚生労働省 13

参考

「地域の縁側」などを中心とした支え合いの地域づくり（神奈川県藤沢市）

自治体概要※
人口 427,501
面積 69.57㎢
小学校数・35
中学校数・19
※2017年4月1日現在
※市立のみ

- 相談機能も備えた多世代交流の場である「地域の縁側」を市内33か所に設置
- 「地域の縁側」において把握された困りごと・相談ごとについては、市民センター等と連携して、確実に専門的な支援につなげる。
- バックアップふじさわ(生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関)をはじめとした相談支援機関が連携・バックアップ。

住民に身近な地域での取組

①地域の縁側

● 誰でも気軽に立ち寄れ、相談もできる多世代交流の場。市内33か所に設置

※1) 基本型、基幹型(生活支援コーディネーター配置)、特設型(高齢者の居場所、子育てマロン等利用)などあり、地域でも利用可能に分類される

● 市内の地域団体(地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、自治会・町内会等)、NPO、社会福祉法人等が運営。運営に当たっては、地域ボランティアと協働(ボランティアポイント制を活用)



②地区ボランティアセンター(市内12か所)

● 電球交換やゴミ出し、外出付き添いなど、高齢者や障害者などの日常生活でのちょっとした困りごとの手助け(生活支援)や、身近で気軽に集まることのできるサロン(居場所)事業も実施。

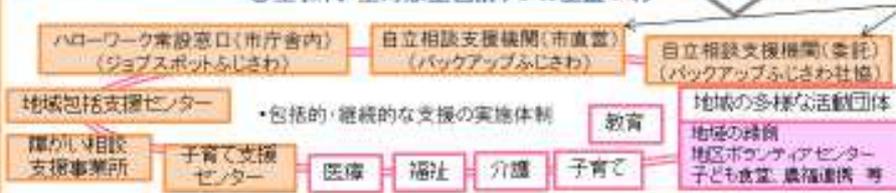


③市民センター・公民館(市内13か所)

● 地域団体の育成援助や郷土づくり推進会議等の業務を担う。
● 地域の身近な福祉サービスの窓口として地区福祉窓口を設置。福祉や健康に関する相談を受け、関係機関の紹介や情報提供を実施

市レベルでの取組

④全世代・全対象型包括ケアの基盤づくり



⑤相談支援包括化推進員

● 生活困窮者自立相談支援機関(2カ所)に1名ずつ配置。
● 複合的な課題がある事例に対し、多機関が関わる体制を構築することで、制度の狭間に陥ることがないような支援体制を構築する。

作成：厚生労働省 14

参考

活発な地域福祉活動と「丸ごと」相談を組み合わせた総合的な支援体制（山形県山形市）

自治体概要※
人口 252,120
面積 381.58㎢
小学校数・36
中学校数・15
※2017年9月1日現在
※市立のみ

- 市内30地区を事業実施単位として、住民に身近な地域での居場所・活動拠点を設置し、住民からの困りごと等に対応する相談体制の整備を目指す。
- 社会福祉協議会の福祉まるごと相談員(相談支援包括化推進員)や第2層生活支援コーディネーターが連携・協働し、地域での取組をサポート。
- あわせて、生活困窮、高齢、障がい分野などの複数事業を受託する社協内の総合相談体制を整備し、市・社協・関係機関が連携した総合的な支援体制を推進。

住民に身近な地域での取組

①地区社会福祉協議会

● 市内30地区に存在。独立会計のもと、各々が主体的に活発な地域福祉活動(ふれあいいきいきサロン、地域交流活動等)を展開

②福祉協力員活動(平成8年～全地区配置)

● 市社会福祉協議会が委嘱。高齢者の見守り、声かけ、訪問を実施するほか、地域福祉活動に協力

③三者懇談会(町内会役員・民生委員児童委員・福祉協力員)、地区地域福祉推進会議

● 三者懇談会では福祉マップ(要支援者等の把握等)を作成・更新
● 地区地域福祉推進会議では、生活課題を共有し、その解決に向けて地域福祉活動に取り組むために協議する。

④「ちょっとした支援」の展開

● 中・高校生等が、高齢世帯等の置きかきやゴミだしを支援
● 社会福祉法人の地域貢献活動と連動し、高齢者の買い物支援を実施(送迎車の空き時間を活用)



⑤住民に身近な地域での居場所・活動拠点の設置(2017年度：3か所)

● 誰もが気軽に立ち寄れる居場所とするとともに、週2日程度、住民ボランティア(地区社協役員や町内会役員等)による何でも相談を実施



市レベルでの取組



⑥福祉まるごと相談員(CSW(コミュニティソーシャルワーカー))

● 複合的な課題、「制度の狭間」に対応するため、社協に5名(うち1名は市役所内)配置。同じ社協に配置された生活支援コーディネーターと連携。

⑦福祉まるごと相談窓口(市社会福祉協議会に設置)

● 社協が受託している地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、成年後見センター、生活困窮者自立相談支援の窓口を集約し、総合相談体制を推進。

作成：厚生労働省 15

「ごちゃまぜ」の地域づくり(社会福祉法人佛子園)

- 地域住民や福祉サービス利用者(子ども、障害者、高齢者等)が集まり、同じ空間を共有し、交流やつながりが自然と生まれる仕組みや仕掛けを工夫(例:福祉サービスと温泉・カフェ等を一体的に運営)することにより、「ごちゃまぜ」の理念を実現。

B's行善寺(石川県白山市)

- 開設準備段階から、地域住民と共に場のあり方を検討。
- 近隣住民等が集まり、交流するための工夫として、温泉、スポーツジム(ゴッチャウェルネス)、住民向けフリースペース(住民自治堂)、カフェ等を配置。住民活動の拠点ともなっている。
- 同一建物内で、小規模保育、児童発達支援、クリニック、高齢者のデイサービス、生活介護、就労継続支援事業所等を運営するとともに、多くの地域住民が職員として働いている。サービス利用者である子ども、障害者、高齢者等が働いたり、自由に過ごせる空間とすることで、「ごちゃまぜ」の場を創出。
- B's行善寺を中心に、周辺にグループホーム(12ヵ所)を点在させることで、「ごちゃまぜ」の地域づくりを展開。



スポーツジム



飲食スペース



住民向けフリースペース

シェア金沢(石川県金沢市)

- サービス付き高齢者向け住宅、学生向け住宅、児童入所施設といった居住の場と、温泉や食堂をはじめとしたテナント・雇用の場(就労継続支援事業所等)をエリア内に配置。
- さまざまな場面で、高齢者、大学生、障害者等の居住者や近隣住民等がつながり、交流する「ごちゃまぜ」のまちづくりを進めている。



住民と小学生の交流



作成:厚生労働省

地域の実践例:おおた高齢者見守りネットワーク(愛称:みま〜も!)

- 地域包括支援センターが、**住民や商店街など地域を巻き込み発足。**
- 「いくつになっても安心して暮らし続けるまちづくり！」を合い言葉に、地域の医療・保健・福祉の**専門職(事業所)、民間企業が「協賛金」を出し合い活動。**
- 商店街の**空き店舗を改修した「ステーション」**で、日常的に住民と専門職がつながり、住民が参加者としてではなく「やりたい事を実現」できる「場」を提供。



施設職員

福祉用具相談員

ケアマネジャー

元気な母さんたち

住民と専門職が元気な頃から日常的につながる仕組み!



（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第一号に掲げる事業[地域包括支援センターの総合相談]
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第三号に掲げる事業[障害者相談支援]
- 五 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第一号に掲げる事業[利用者支援事業]

20

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

21

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※都道府県地域福祉支援計画についても基本的に同様。

22

「地域共生社会」は、 何を目指しているのか。

- ◆断らない、たらいまわしにしない
- ◆排除しない（しかし、地域は排除もする）
- ◆SOSを出せない、助けてと言えない人（表出されていない課題）の支援
- ◆靴（制度）に足（属性）を合わせる→足に靴を合わせる。
- ◆事後対応→予防、早期発見・早期解決
- ◆「受け手」を「受け手」のままにしない
- ◆理念＋施策＋運動

44

どのようにして、 「地域共生社会」を実現していくか。

◆手順書がない

→地域の課題、地域の実力に即した実践

◆〔1〕～〔3〕の一体的実施。「丸・我が」

◆重層的な仕組み

課題キャッチ→課題解決

◆住民の気づき、行政の気づき、関係者の気づきを無駄にしない、無視しない（とりあえず丸ごと）

45

◆既存の仕組みが丸ごとつながる。福祉の分野はもちろん、福祉の枠も超える

◆誰もが集える場（ごちゃませ）

→情報が集まる、気持ちが集まる、何かが生まれる、行動につながる

◆「支え手」＝役割がある

cf)福祉サービス利用者

◆表出されていない課題のアセスメントと、協働による課題解決の仕組みづくり

◆「入口」としての地域づくり、「出口」としての地域づくり

46

- ◆地域の関係者が皆で創り上げていく。鳥の眼、虫の眼、魚の眼
- ◆一人（一機関）に丸投げしない、他人事にしない。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の連動、丁寧な策定プロセス

47

シンポ
ジウム

地域住民福祉活動情報交換会

地域共生社会

実現に向けて

これからの

小地域福祉活動を

考えましょう！



葛飾区社会福祉協議会

シンポジウム

「地域共生社会実現に向けて、これからの小地域福祉活動を考える」

(敬称略)

- 1 実践発表
亀有花風船の会の活動から見えてきたものとは？ 佐藤 正治
- 2 実践発表
四つ木地区小地域福祉活動の
困り事活動から見えてきたものとは？ 長坂 三重子
- 3 実践発表
東立石さとざくら会の活動から見えてきたものとは？ 堀越 克夫
- 4 情報提供
社会福祉法人の地域における公益的な取組みの動向について 石川 克巳

コーディネーター : 後藤 真一郎

5. 質疑応答 (全国社会福祉協議会 中央福祉学院 副部長)
6. まとめ



“ 亀有花風船の会 ”

(亀有地区小地域福祉活動)



発表者 佐藤 正治

1. うちの活動組織の紹介！

組織名：亀有地区小地域福祉活動推進委員会
通称「亀有花風船の会」

構成員：亀有地区町会自治連合会、高齢者クラブ連合会、
商店街振興組合、高齢者総合相談センター亀有、
東京ライオンズクラブ、亀有地区センター、
亀有地区民生委員児童委員協議会

委員数：20人 会員数：80人（一般会員：62人 民生・児童委員：18人）

活動場所：亀有地区センター、JR亀有駅南口花壇・北口花壇

活動内容：駅前花壇とフラワーメリーゴーランドのお花の植え付け、
管理。周辺の清掃美化活動

開始年度：平成26年度（2014）

2. 活動の方針（目指すところ）

(1) ふれあい

地域住民が気軽に参加し集える場を提供します。

(2) 支え合う

住民同士のつながりを強め、よりよい関係づくりを勧めます。

(3) 助け合う

屋外活動、屋内活動を通して、顔の見える関係づくりを促進し、互いに協力しあうことで、孤立を予防し、身体的、肉体的な健康増進に役立てます。

3. 活動の様子(こだわり)①

(1) お花の植え付け(年4回:5・10・12・3月)

事前準備(土お越しなど)は、力仕事の部分があるので、民生委員が担当します。(時間:8時~10時)

(2) 通常の手入れ

8班に分けて、各班が月に1回、当番として実施。

(水・土曜日の8時半~30分から60分位)

(3) 花壇コンクールに参加

かつしか花いっぱいの花壇コンクールへ参加。

(実績:区長賞2回、会長賞2回など)



3. 活動の様子(こだわり)②

(4) 茶話会

植え付け終了後、亀有地区センター多目的ホールへ移動して茶話会を開催。

内容:音楽会、健康体操、リハビリ・介護予防、ミニ運動会、講演会、
年間の活動の様子をふりかえり



(5) 研修会

毎年12月に寄せ植えつくり研修会を開催。

4. 取り組んでよかったこと

(効果)

- (1) 基本的にお花の好きな方たちの集まりです。
好きなお花を植え付け、手入れすることに喜びを感じています。当番がきて仲間に会えるのがうれしいという声があります。
- (2) 駅を利用する人、買物に来ている人たちから、『お疲れ様です！』、『いつもきれいにして頂きありがとうございます！』、『こんなにきれいな花壇は他にありませんよ！』と、うれしい声をかけて頂いています。

5. これからの取り組み

(課題・展望)

課題

- (1) 会員数が伸びません。以前、チラシを全33町会に回覧したり、ポスターを掲示板に貼って募集をしましたが効果がありませんでした。一番は、会員がお仲間をお誘いすることのようです。町会内や高齢者クラブの仲間に声かけを依頼しています。
- (2) 屋外の活動ですので、毎回お天気を心配します。
幸いにイベント時、悪天候で中止したことはありません。

5. これからの取り組み

(課題・展望)

展望

スタートして5年になります。

花壇も増え、フラワーメリーゴーランドも10基になりました。

作業量が増えていますので、会員の皆さんの声かけを広げていただき仲間の輪を大きくしていきたいと思います。

また、皆さんと楽しめる活動を創意工夫しながら、亀有駅前がお花であふれ、地元の方をはじめ訪れる方々から『きれいな街ですね！』と喜ばれる活動として、我々も達成感や貢献感を高めていきたい。



“ 困りごと相談 ”

(四つ木地区小地域福祉活動)



発表者 長坂 三重子

1. うちの活動組織の紹介！

組織名：四つ木地区小地域福祉活動推進委員会

構成員：四つ木地区連合町会、各町会の代表者、
四つ木地区民生委員児童委員協議会、
四つ木地区センター

委員数：32人

活動場所：四つ木地区センター

活動内容：1班 サロン活動「歌声喫茶」（年3回）

2班 困りごと相談（年12回）

3班 イベント活動「四つ木の町の音楽会」（年2回）

開始年度：平成20年度（2008）



2. 活動の方針（目指すところ）

人と人との支えあいが、

助け合いにつながり、

顔の見える関係をつくる。

3. 活動の様子(こだわり)

地域で寄り添う困りごと相談

対象者: 高齢者とその家族

相談日: 毎月 第2水曜日

時間帯: 午後1時～3時

会 場: 四つ木地区センター 2階 会議室

内 容: 介護、近隣トラブル、人間関係、住まいなど

方 法: 面談と電話、担当委員 2人一組

周 知: 各町会の掲示板と回覧板



4. 取り組んでよかったこと (効果)

- (1) 研修会、学習会で得た福祉の知識や情報が活かした時。
- (2) 相談者が「ここに来て話を聴いてもらってよかった」と言われた時、改善や解決のお手伝いのできたなあと感じる。
- (3) 悩みごとや困りごとは、身近な人には話にくいことが多いと気づいた。



5. これからの取り組み

(課題・展望)

- (1) 毎月、町会にお願いしているポスター・チラシの掲示板や回覧板の取り扱い。
- (2) 相談件数は、平均して毎月1～2件ですが、四つ木地区では、月1回、困りごとを聴いてくれる場所があるということで定着している活動となっており、継続していくことが重要であると考えている。
- (3) 皆さんが安心して利用できるように、個人情報の取り扱いには十分に気をつけ、困りごとの改善や解決につながるお手伝いをしていく。



“東立石さとざくら会”

(東立石地区小地域福祉活動)



発表者 堀越 克夫

1. うちの活動組織の紹介！

組織名：東立石小地域福祉活動委員会

通称「東立石さとざくら会」

構成員：東立石地区連合町会、各町会の代表者、高齢者クラブ、
東立石地区民生委員児童委員協議会、
東立石地区センター

委員数：42人

活動場所：東立石地区センター

活動内容：ふれあいサロン会
健康講座・講演会
ふれあい落語会

開始年度：平成24年度(2012)



2. 活動の方針(目指すところ)

- (1) 知らない関係から知り合い、気づかう関係へ
(地域の家族化)
- (2) 地域福祉への関心と理解
- (3) 健康長寿への意識改革
- (4) 活動委員同志、活動を通じての相互理解
- (5) 得意分野(趣味)や特技の発表の場の提供
- (6) 地域と社協との相互理解の深耕

3. 活動の様子(こだわり)

- (1) 楽しく参加・交流
(さくら祭り、社明運動、敬老慰安会、地区センター祭り)
- (2) 生きがい「誰かの役に立っている自覚が大切」
(防犯パトロール、交通安全運動、歳末警戒など)
- (3) 活動委員全体の参加意識、共通認識と連帯感の醸成
- (4) 得意分野(趣味)や特技を活かしたボランティア活動
- (5) 人材発掘とリーダー育成

4. 取り組んでよかったこと (効果)

- (1) 小地域福祉活動について、広く周知できたこと
- (2) ボランティア活動における、取り組み姿勢
・・・完璧を求めない
- (3) 助け合い精神の醸成
(お手伝いされる側からする側へ)
- (4) 各組織の連携強化と相互理解
(町会、民生・児童委員、高齢者クラブ)
- (5) 地域資源に眼を向ける

5. これからの取り組み (課題・展望)

- (1) イベント型に参加型活動をプラス
- (2) 連合町会単位から単一町会レベルへの展開
- (3) リーダー育成



社会福祉法人の地域における 公益的な取り組みの動向について

(葛飾区社会福祉協議会)

発表者 石川 克巳

1. 地域における公益的な取り組みとは？

(1)なぜ、取り組む必要があるの？

平成28年度の社会福祉法改正により、すべての社会福祉法人は「地域における公益的な取り組み」を責務として取り組まなければならないと規定された。

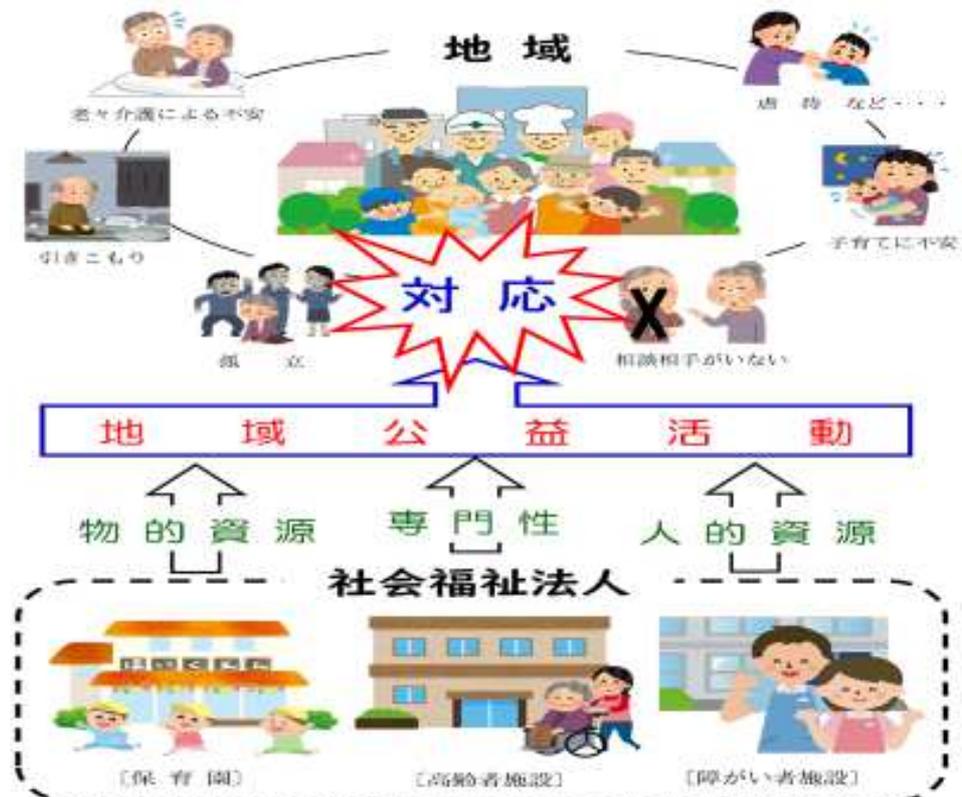
これは、地域共生社会に向けて、既存の制度の対象とならない困難な福祉ニーズに対応していくことが改めて求められている。

社会福祉法人の
使命として

地域の
一員として

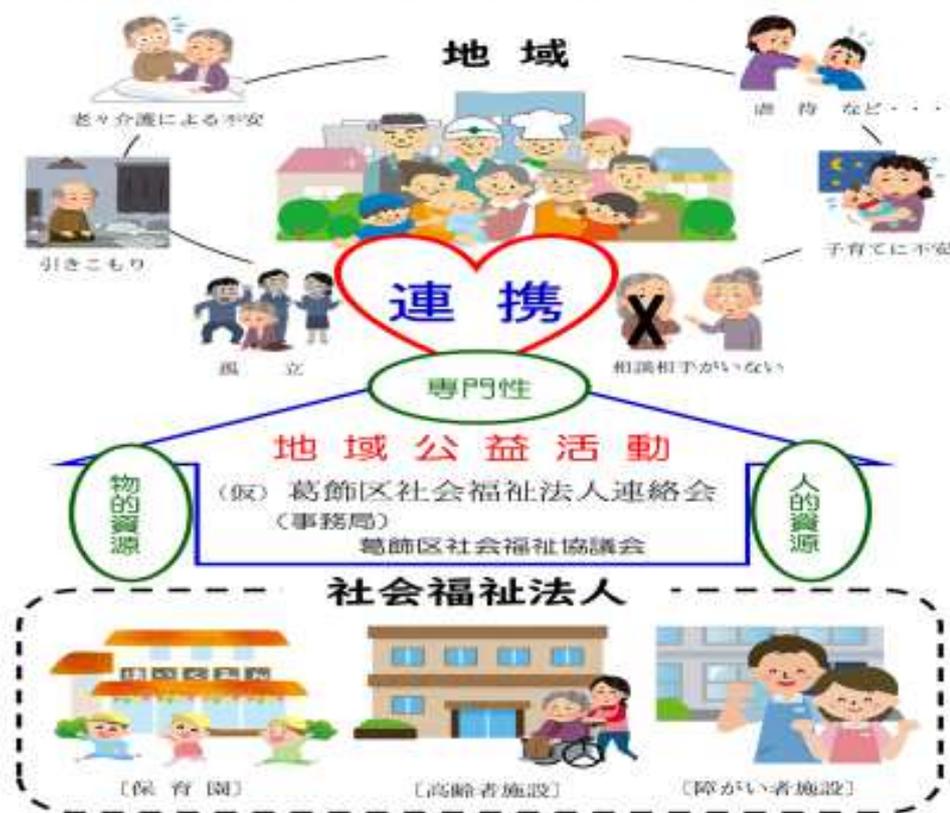
1. 地域における公益的な取り組みとは？

考え方)



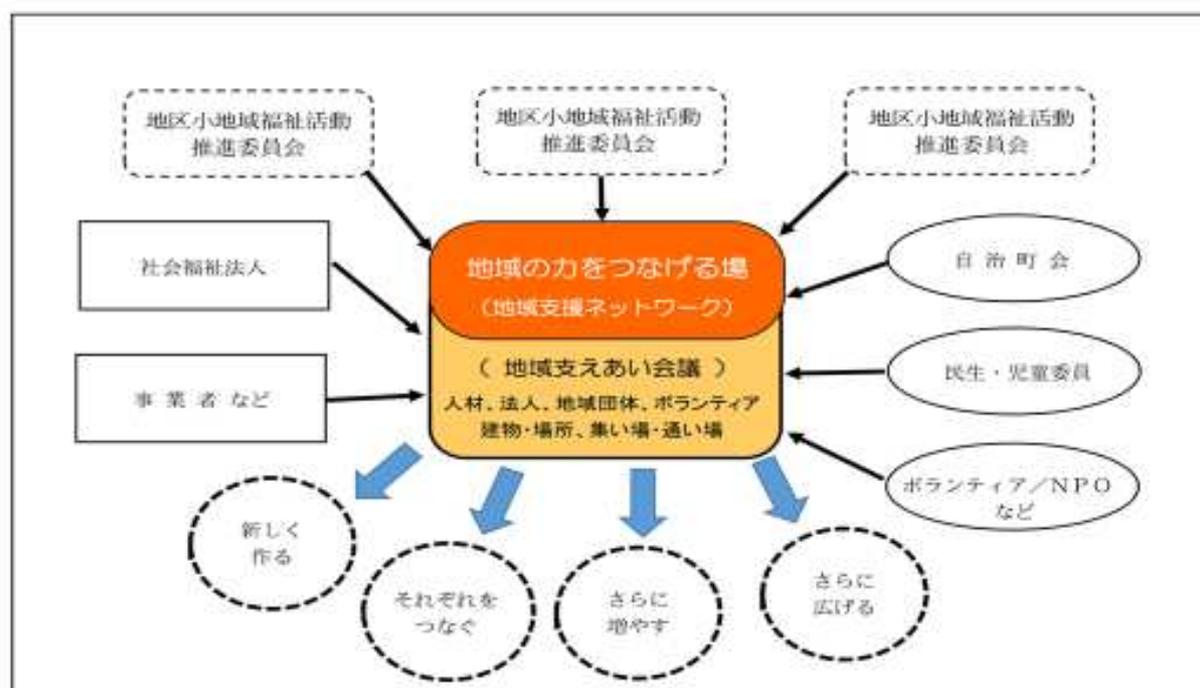
2. 葛飾区における公益的な取り組みとは？

(1) 考え方



2. 葛飾区における公益的な取り組みとは？

(2) 連携のイメージ



2. 葛飾区における公益的な取り組みとは？

(3) 取り組みに向けて(動向)

- ①「社会福祉法人の地域における公益的な取組等の実施に関するアンケート調査」

期 間:平成31年 2 月 1 日 ~ 2 月28日

対 象:葛飾区内の社会福祉法人(法人単位) 53法人

回答率:50.9% (27法人)

- ☞ 地域公益活動に取り組む連絡会(ネットワーク組織)に参加する意向を示した 21法人

2. 葛飾区における公益的な取り組みとは？

(3) 取り組みに向けて(動向)

- ②「社会福祉法人ネットワーク学習会」

日 時:令和元年11月8日 午後2時 ~ 5時

内 容:・講演会「社会福祉法人が取り組むべき地域公益
・アンケート調査結果報告 活動とは」
・情報交換

参加者:21法人(24人)

2. 葛飾区における公益的な取り組みとは？

(4) 今後の予定

③ 「(仮)葛飾区社会福祉法人連絡会」 設立準備会

④ 「(仮)葛飾区社会福祉法人連絡会」 設立総会

